

令和6年度

# P T A 総会議案書

及び

# 資料

合志市立合志楓の森小学校 P T A

<合志楓の森小PTAについて>

PTAは子どもたちを応援する団体であり、その趣旨に賛同していただける保護者と教職員の集まりです。

開校当初からの登校指導、見守り活動はその一環で、多くの皆様のご協力により成り立つものであり、今後も保護者、地域の方、教職員で力を合わせて子どもたちをサポートするため、本校PTAは設立されました。

活動については検討を重ねながら、今できることを皆様と力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。

このような趣旨をご理解いただき、すべての保護者の皆様にPTA加入にご協力をお願いいたします。

(加入については任意ではありますが、ご賛同いただけない場合は下記までご連絡ください。)

お問い合わせ先

合志楓の森小学校教頭：上田

電話：096-245-6638（合志楓の森小学校）

## 令和5年度 PTA年間活動報告

月	学校関連行事	PTA関連行事	常置委員会・特別委員会		
			地区委員	選考委員	プロジェクトチーム
4	10 前期始業式	ホームページ上	R5.2月委員総会 引継ぎ 委員長・副委員長決め 前期前半当番表作成・配信	R5.2月委員総会 引継ぎ 委員長・副委員長決め	
	11 入学式	PTA総会資料掲載開始			
	17 家庭訪問（～27日迄）	書面総会			
	22 授業参観・懇談会	合志楓の森小PTA運営委員会			
	28 歓迎遠足				
5	25 振替休業日	合志楓の森小PTA役員会	転入者自宅確認 交通安全対策必要箇所 確認・調査表作成		
	27 運動会	市P連絡協議会・市交通安全母の会総会 菊池郡市PTA連絡協議会総会 運動会協力			
6		県P定期大会 市P 第1回役員会 人権教育推進部総会			6年生思い出Pチーム発足 楓の森フェスタチーム発足
	8 授業参観・懇談会	合志楓の森小PTA役員会	交通安全対策必要箇所 調査表提出 在校児童簿児童名簿整備 第一回地区委員会		フェスタチーム会議① 思い出チーム会議①
10 教育相談（～21迄）	給食協議会 第1回				
20 前期前半終了					
8	28 前期後半開始	愛校作業	前期後半・後期前半 登校指導当番表配信		
	11・12 5年集団宿泊	市P 第2回役員会 菊池郡市PTA研修会			フェスタチーム会議②③
10	6 前期終業式	合志楓の森小PTA運営委員会	第2回運営委員会 担当地区における登校時点検	第2回運営委員会 ※委員長のみ参加	フェスタチーム会議④
	10・11 秋休み				
	12 後期始業式				
	24・25 6年修学旅行				
11	24 土曜授業 (授業参観・懇談会)	県P研究大会 学校づくり推進フォーラム 市P 第3回役員会	第二回地区委員会	第1回選考委員会 PTA役員選考案内文配布	フェスタチーム会議⑤⑥ 思い出Pチーム会議②
	15 教育相談（～21迄）	金陽会展示	登校時交通安全指導アンケート集計 令和6年度地区委員抽選 後期後半見守り当番表配信	次年度PTA選出 第2回選考委員会	楓の森フェスタ開催 思い出Pチーム準備①
22 後期前半終了 冬休み～1/8迄	楓の森フェスタ 門松作り				
1	10 後期後半開始	市教育委員会との懇談会 合志楓の森小PTA運営委員会	第3回運営委員会	選考委員選考の案内文配布 選考の案内文集計 新委員抽選 第3回運営委員会	思い出Pチーム準備② レクリエーション開催
	16 土曜授業 (授業参観・懇談会)	給食協議会 第2回	次年度委員総会 新旧委員引継ぎ会予定	引き継ぎ	
3	15 お別れ遠足	合志楓の森小PTA役員会	黒石原地区見守りボランティアさん と面談予定		
	21 卒業式	県Pリーダー研修			
	22 修了式・退任式	市P 第4回役員会 (会計監査4月)			

第2号議案

令和5年度 決算報告

■ 収入

大項目	小項目	本年度予算	実績	備考
会費	保護者会費	¥1,620,000	¥1,665,600	保護者 555世帯 × 300円 × 10ヶ月 + 600円
	教職員会費	¥123,000	¥140,950	教職員 42人 × 300円 × 10ヶ月 + 14,950円
	会費合計	¥1,743,000	¥1,806,550	
繰越金	—	¥1,847,750	¥1,847,750	前年度繰越金
雑収入	—	¥0	¥20	預金利息
合計		¥3,590,750	¥3,654,320	

■ 支出

大項目	小項目	予算	実績	備考
運営費	総会費	¥100,000	¥52,000	総務費
	会議費	¥20,000	¥0	各委員会会議・運営費・監査代 ※実績無し
	需用費	¥200,000	¥3,728	封筒、ノート
	備品費	¥400,000	¥0	※実績無し
	旅費	¥100,000	¥23,080	旅費
	運営費合計	¥820,000	¥78,808	
事業費	総務費	¥760,000	¥507,601	愛校作業、楓の森小フェスタ、門松製作、金陽会 等
	委員会活動費	¥40,000	¥0	地区委員会 ※実績無し
		¥20,000	¥0	選考委員会 ※実績無し
	記念品	¥80,000	¥114,702	図書カード、コサージュ代、6年生思い出づくり、転退職記念品代
事業費合計	¥900,000	¥622,303		
通信費	—	¥84,000	¥0	会長用携帯電話 ※実績無し
慶弔費	—	¥10,000	¥10,000	慶弔・見舞金
負担金	県・郡・市 PTA負担金	¥250,000	¥251,730	市PTA負担金、郡市PTA負担金
	P災、安全互助会	¥450,000	¥473,810	PTA共済掛金(P災)、PTA共済掛金(安全互助会)
	負担金合計	¥700,000	¥725,540	
積立金	—	¥50,000	¥50,000	記念事業、物品購入のための積立金
予備費	—	¥1,026,750	¥81,350	能登半島地震災害寄付金
合計		¥3,590,750	¥1,568,001	

収入	¥3,654,320
支出	¥1,568,001
繰越金	¥2,086,319

会計監査報告


令和6年4月4日、合志楓の森小学校にて帳簿及び預金通帳ならびに支払い領収書等について監査を行ったところ、正確かつ適正に処理されておりましたのでご報告いたします。

令和6年4月4日

監事

平野 武士 

監事

福留 生将 

## 令和6年度 PTA 執行部 (案)

役 職	氏 名	地 区
会 長	佐藤 由布子	黒石原
副 会 長	川添 房子	陽光台
	川村 里伊	黒石原
書 記	日渡 和美	黒石原
	串間 学	黒石原
会 計	榮 峰男	御代志
	山本 洋介	黒石原
会 計 監 査	中島 仁	御代志
	永田 慎一	陽光台



## 令和6年度 PTA活動計画（案）

月	学校関連行事		PTA関連行事	常置委員会・特別委員会活動予定		
				地区委員	選考委員	プロジェクトチーム
4	8	前期始業式	PTA総会 合志楓の森小PTA運営委員会	R6.2月委員総会	R6.2月委員総会	メンバー募集
	9	入学式		(3月)当番表作成・配布(黒)		
	15	家庭訪問(～30日迄)		登校指導当番表作成(御)		
	19	授業参観・懇談会		登校指導当番表作成(陽)		
	26	歓迎遠足		登校指導当番表作成(陽)		
5	23	振替休業日	合志楓の森小PTA役員会 愛校作業 運動会協力 菊池郡市PTA連絡協議会総会 市P連絡協議会・市交通安全母の会総会			発足
	25	運動会				
6			県P定期大会 市P役員会 人権教育推進部総会			
7	6	授業参観・引き渡し訓練	合志楓の森小PTA役員会 給食協議会	登校指導当番表作成(黒)		
	19	前期前半終了		登校指導当番表作成(御)		
8				登校指導当番表作成(陽)		
	28	前期後半開始				
9	19・20	5年集団宿泊	市P役員会 菊池郡市PTA研修会	登校指導当番表作成(陽)		
10	11	前期終業式	合志楓の森小PTA運営委員会 合志市PTA連絡協議会役員会	登校指導当番表作成(黒)		
	12	秋休み(～16日迄)		登校指導当番表作成(陽)		
	17	後期始業式				
11	22	授業参観・懇談会	県P研究大会 学校づくり推進フォーラム 市P役員会 楓の森フェスタ(子)	登校指導当番表作成(御)	次期役員会計監査選出準備 選出文書作成・配付	楓の森フェスタ(予)
	25・26	6年修学旅行				
12	24	後期前半終了	金陽会展示 楓の森フェスタ 門松作り	登校指導当番表作成(陽)		
		冬休み～1/7迄				
1	8	後期後半開始	市教育委員会との懇談会	登校指導当番表作成(黒)	次期役員・会計監査選出	
2	21	授業参観・懇談会	給食協議会	次年度委員総会 (新旧委員引継ぎ会)	次年度委員総会 (新旧委員引継ぎ会)	
3	14	お別れ遠足	合志楓の森小PTA役員会 県Pリーダー研修 市P役員会 会計監査	R7年度当番表作成・配布		
	21	卒業式				
	24	修了式				

学校行事、PTA行事とも予定です。

日程は変更される場合がありますので、ご承知おき願います。

(黒) …黒石原区

(御) …御代志区

(陽) …陽光台区

第5号議案

令和6年度 予算 (案)

■ 収入

大項目	小項目	R5年度予算	R6年度予算(案)	増減	備考
会費	保護者会費	¥1,620,000	¥1,680,000	¥60,000	保護者 560世帯 × 250円 × 12ヶ月
	教職員会費	¥123,000	¥126,000	¥3,000	教職員 42人 × 250円 × 12ヶ月
	会費合計	¥1,743,000	¥1,806,000	¥63,000	
繰越金	—	¥1,847,750	¥2,086,319	¥238,569	前年度繰越金
雑収入	—	¥0	¥0	¥0	預金利息
合計		¥3,590,750	¥3,892,319	¥301,569	

■ 支出

大項目	小項目	R5年度予算	R6年度予算(案)	増減	備考
運営費	総会費	¥100,000	¥271,000	¥171,000	総務費、役員手当
	会議費	¥20,000	¥20,000	¥0	各委員会会議・運営費・監査代
	需用費	¥200,000	¥200,000	¥0	用紙・封筒・コピー機インク・消耗品他
	備品費	¥400,000	¥400,000	¥0	PC、備品収納棚、金庫 キーパー、クーラーボックス、救護品 他
	旅費	¥100,000	¥100,000	¥0	県P大会参加費、研修会交通費他
	運営費合計	¥820,000	¥991,000	¥171,000	
事業費	総務費	¥760,000	¥800,000	¥40,000	運動会準備費、愛校作業準備費、門松製作費 金陽会作品展示会、イベント開催費 他
	委員会活動費	¥40,000	¥40,000	¥0	地区委員会
		¥20,000	¥20,000	¥0	選考委員会
	記念品	¥80,000	¥100,000	¥20,000	卒業コサージュ、転退職記念品(花代など) 他
事業費合計	¥900,000	¥960,000	¥60,000		
通信費	—	¥84,000	¥30,000	¥-54,000	ズームアカウント代
慶弔費	—	¥10,000	¥10,000	¥0	慶弔・見舞金
負担金	県・郡・市 PTA負担金	¥250,000	¥260,000	¥10,000	県・郡・市PTA負担金
	P災、安全互助会	¥450,000	¥500,000	¥50,000	P災、安全互助会
	負担金合計	¥700,000	¥760,000	¥60,000	
積立金	—	¥50,000	¥50,000	¥0	記念事業、物品購入のための積立金
予備費	—	¥1,026,750	¥1,091,319	¥64,569	
合計		¥3,590,750	¥3,892,319	¥301,569	

合志市立合志楓の森小学校 PTA 規約改正 (案)

1. 第 8 章第 2 4 条を変更する。
2. 第 9 章会計第 3 条を追加する。

合志市立合志楓の森小 PTA 規約新旧対照表

【 現 行 】	【 改 正 】	備 考																																	
<p style="text-align: center;">■ 第 8 章 会 計</p> <p>第 2 4 条 本会の会費は、<u>1 世帯あたり月額 3 0 0 円、教職員も 1 人あたり月額 3 0 0 円とし、4 月～1 月の 1 0 か月を徴収する。</u>年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。</p> <p style="text-align: center;">■ 第 9 章 規則改正</p> <p>□会 計</p>	<p style="text-align: center;">■ 第 8 章 会 計</p> <p>第 2 4 条 本会の会費は、<u>1 世帯あたり月額 2 5 0 円、教職員も 1 人あたり月額 2 5 0 円とし、4 月～3 月の 1 2 か月を徴収する。</u>年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。</p> <p style="text-align: center;">■ 第 9 章 規則改正</p> <p>□会 計</p> <p>第 3 条 役員手当を次の通り定める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会長</td> <td style="text-align: right;">3 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td style="text-align: right;">2 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>書記</td> <td style="text-align: right;">1 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td style="text-align: right;">1 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区委員長</td> <td style="text-align: right;">2 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区副委員長</td> <td style="text-align: right;">1 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区委員</td> <td style="text-align: right;">7, 0 0 0</td> <td style="text-align: right;">1 4 名</td> </tr> <tr> <td>選考委員長</td> <td style="text-align: right;">1 0, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選考副委員長</td> <td style="text-align: right;">5, 0 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選考委員</td> <td style="text-align: right;">3, 0 0 0</td> <td style="text-align: right;">6 名</td> </tr> </table>		(円)		会長	3 0, 0 0 0		副会長	2 0, 0 0 0		書記	1 0, 0 0 0		会計	1 0, 0 0 0		地区委員長	2 0, 0 0 0		地区副委員長	1 0, 0 0 0		地区委員	7, 0 0 0	1 4 名	選考委員長	1 0, 0 0 0		選考副委員長	5, 0 0 0		選考委員	3, 0 0 0	6 名	<p>月額当りの金額及び徴収対象月数を変更。</p> <p>条項を追加。</p>
	(円)																																		
会長	3 0, 0 0 0																																		
副会長	2 0, 0 0 0																																		
書記	1 0, 0 0 0																																		
会計	1 0, 0 0 0																																		
地区委員長	2 0, 0 0 0																																		
地区副委員長	1 0, 0 0 0																																		
地区委員	7, 0 0 0	1 4 名																																	
選考委員長	1 0, 0 0 0																																		
選考副委員長	5, 0 0 0																																		
選考委員	3, 0 0 0	6 名																																	



# 令和5年度 給食会計決算報告書

合志楓の森小中 給食会計

(1) 収入		<u>68,479,634円</u>
	<内訳>	
	前年度繰越金	2,378,919円
	給食費徴収金	62,785,411円
	牛乳増量補助金(中学校)	292,542円
	負担軽減補助金(小学校)	1,884,244円
	負担軽減補助金(中学校)	1,135,020円
	廃油回収返戻	3,360円
	利息	138円

(2) 支出 67,710,485円

(3) 残高

収 入	支 出	残 高
68,479,634円	67,710,485円	769,149円

差引残高 769,149円は、令和6年度に繰り越します。

(4) 未納者と滞納金額合計

合志楓の森小学校	令和5年度	<u>11名</u>	<u>263,290円</u>
	令和4年度	<u>6名</u>	<u>164,686円</u>
	令和3年度	<u>4名</u>	<u>145,484円</u>

合志楓の森中学校	令和5年度	<u>11名</u>	<u>289,008円</u>
	令和4年度	<u>5名</u>	<u>144,068円</u>
	令和3年度	<u>1名</u>	<u>48,045円</u>

(5) その他(各小中学校共通事項)

※令和6年度以降は、釣銭預かり金として、10,000円を各校の給食費より払出し、事務局において、保護者が窓口で給食費を払う際の釣銭として取り扱いをしております。

上記のとおり報告します。

令和6年3月31日

合志市教育委員会

学校教育課 学校給食班 担当 本間 有里子



上記のとおり相違ないことを証明します。

令和6年4月4日

合志市立合志楓の森小学校 P T A 監査委員 福留 生将 

合志市立合志楓の森中学校 P T A 監査委員 田川 彩子 

## 合志市立合志楓の森小学校PTA規約

### ■ 第1章 名称および所在地

第1条 本会は合志市立合志楓の森小学校PTAと称し、所在地を合志市栄3793番地5合志楓の森小学校内とする。

### ■ 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、学校、家庭、社会における児童の健全な成長と福祉増進を図り、併せて会員相互の教養を高め、教育の振興を図ることを目的とする。

### ■ 第3章 方 針

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づく。

1. 合志楓の森小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
3. 児童及び青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
4. 合志楓の森小学校の管理・運営や人事に干渉しない。

### ■ 第4章 活 動

第4条 本会は、前述の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 教育を理解し、教育尊重の世論を喚起すること。
2. 保護者、教職員共に教養を高めるための研修に関すること。
3. 教育施設の改善・整備の促進に関すること。
4. 会の運営や活動についての広報に関すること。
5. その他、必要と認めた事項。

### ■ 第5章 会 員

第5条 本会は、合志楓の森小学校に在籍する児童の保護者及び教職員をもって、会員とする。

第6条 本会の会員は、次の権利と義務を有する。

(権 利) 1. 動議を出し議決すること。

2. 会務及び事業報告を受けること。

(義 務) 1. 本会の目的達成のために努力する。

2. 所定の会議に出席する。

3. 会費を納める。

### ■ 第6章 役 員

第7条 本会にPTA執行部をおく。

PTA執行部は、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるよう努める。必要に応じてPTA執行部会議を開き、本会の運営方針、議案、企画及び予算案等の会務について話し合う。

第8条 PTA執行部の役員は、次のとおりとする。

- 会 長 1名 (保護者)
- 副会長 2名 (保護者)
- 書 記 2名 (保護者)
- 会 計 3名 (保護者2名、教職員1名)

1. 会長を除く役員の人数は諸事情に応じて、増減することができる。
2. 役員は、会計監査を兼ねることはできない。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、総会、運営委員会、PTA執行部会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時は会長の職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が決めた順序でその職務を代理し、又行う。
- (3) 書記は、総会に提出する議案や報告書を作成し、諸会議の議事ならびに本会の活動に関する事項を記録保管する。
- (4) 会計は、本会のすべての金銭の収支を正確に記録し、運営委員会で収支報告するとともに、総会において会計監査を経た前年度決算報告および今年度予算案を提示する。
- (5) 役員は、すべての会合に出席して意見を述べるることができる。

第10条 本会に会計監査を2名おく。

会計監査は、本会の収支について監査を行い、総会で監査報告をする。

第11条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とし再任を妨げない。総会までの間は、書面承認とする。
- (2) 役員が決定するまでは、前役員または他役員の兼任とする。

第12条 役員の選出を次のとおり定める。

- (1) 役員は、選考委員会の選出に基づき、会員に承認を得て選出する。
- (2) 役員の選出は、事前に被指名者の同意を必要とする。
- (3) 選考委員の規則は別に定める。

第13条 本会には、顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、前会長及び校長とし、その他に会長が委嘱したものをあてることができる。
- (2) 顧問は、本会運営に関する基本的事項についての会長の諮問に応じて意見を述べるができる。
- (3) 顧問は、会長の要請により役員会に出席し意見を述べるができるが議決権は持たない。
- (4) 顧問の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。

## ■ 第7章 機 関

第14条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 常置委員会
- (5) 特別委員会

### 第1節 総 会

第15条 総会は、本会の最高議決機関で、定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度初めに開き、次の事項を決定する。

- (1) 前年度活動報告及び今年度活動計画の承認。
- (2) 前年度決算及び今年度予算案の承認。
- (3) 役員改選の承認。
- (4) 規約の制定・改廃。
- (5) その他必要と認める事項。

第16条 総会は、会員数の3分の2以上の出席で成立し（委任状による出席者を含む）、議決は出席者の過半数による。議決権は、保護者1世帯および教職員1名につき1票とする。

第17条 災害時や緊急時などにおいて、総会の招集が困難と会長が判断した時、合理的かつ民主的な議決権の行使を行えるように、書面による総会を開くことができる。

第18条 運営委員会が必要と認めた場合、または、世帯数の5分の1以上の要求があった場合は、会長が臨時総会を招集する。

### 第2節 役員会

第19条 役員会は本会の役員を持って構成し、次の事を行う。

- (1) 行事計画を立案し、収支予算案を総会に提出する。
- (2) 総会議案の審議、並びに総会の運営、決議事項の執行。

### 第3節 委員会

第20条 運営委員会は、PTA執行部、常置委員会委員長、校長、教頭、主幹教諭、顧問をもって構成し、次のことを審議し、決定する。

- (1) 本会の運営に関する基本方針
- (2) 本会の運営に関する事業計画案
- (3) 総会に付議する事項（予算・決算案等）
- (4) 規定の制定及び改廃
- (5) 会則、規定等に定められた承認事項



(6) その他役員会で必要と認めた事項

第21条 運営委員会は、定期的に開くとともに、必要に応じて臨時に開くことができる。

第22条 本会の目的を達成するために、次のとおり委員会を設ける。

(1) 常置委員会として、地区委員会を常置する。

(2) 上記常置委員会の改廃は、運営委員会で決定し直近の総会で承認を得る。

(3) 特別委員会として、選考委員会、プロジェクトチームを設ける。また必要に応じ臨時的に特別委員会を設ける。

■ 第8章 会 計

第23条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

第24条 本会の会費は、1世帯あたり月額250円、教職員も1人あたり月額250円とし、4月～3月の12か月を徴収する。年度内に転入する児童・教職員に関しては減免を認め、転出する児童・教職員に関しては残月額分を返金することとする。

第25条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第26条 本会の決算は、会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

■ 第9章 規則改正

第28条 本規則は、総会において出席者の過半数の賛同があれば改正することができる。

雑則

第1条 細則を設けることができ改廃は運営委員会において行なう。

第2条 本規約の規定および細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告するものとする。

第3条 文書の保存は原則5年とする。それ以降は、データでの保管とする。

付則 本規約は、令和3年6月1日より実施する。

令和4年4月6日一部改正。

令和5年4月7日一部改正。

令和6年4月5日一部改正。

## 合志市立合志楓の森小学校PTA規則細則

## □会員および児童に関する弔慰規定

第1条 弔意については、次のとおりとする。

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 1 児童、保護者死亡の場合                   | 香典1万円 |
| 2 教職員死亡の場合                      | 香典1万円 |
| 3 教職員家族死亡の場合                    |       |
| 配偶者・同居する両親および子供の場合              | 香典5千円 |
| 同居しない両親・子供の場合                   | 香典3千円 |
| 4 弔電及び生花については任意とし、PTA執行部の判断とする。 |       |

第2条 PTA会員に不慮の災害があるときは、運営委員会において適宜見舞いをなす。

第3条 その他の事柄で、運営委員会が必要と認めた場合は、上記の規定に関わらず実施できるものとする。

第4条 弔意についてすべて返礼は受けないものとする。

## □役員改選

第1条 会則第22条(3)記載の選考委員会は候補者を選考し、その承諾を得て総会に報告し承認を得る。

第2条 定期総会にて承認を得ると同時にその任期を終了とし解散する。

第3条 地区委員・選考委員に関しては、新6年生の保護者を選考対象とする。

## □会計

第1条 PTA執行部のPTA活動における研修会等の参加交通費支給を次の通り定める。

- 1 合志市内一律500円とする。(校区内は除く)
- 2 合志市外一律1000円とする。駐車料金・高速料金分は実費相当とする。
- 3 それ以外については、運営委員会において協議・決定する。

第2条 PTA執行部以外の会員の合志市外への参加交通費支給は第1条の3項に準ずる。

第3条 役員手当を次の通り定める。

	<u>(円)</u>
<u>会長</u>	<u>30,000</u>
<u>副会長</u>	<u>20,000</u>
<u>書記</u>	<u>10,000</u>
<u>会計</u>	<u>10,000</u>

## 資料

地区委員長	20,000	
地区副委員長	10,000	
地区委員	7,000	14名
選考委員長	10,000	
選考副委員長	5,000	
選考委員	3,000	6名

### □個人情報に関する規定

第1条 「合志楓の森小学校PTA個人情報取扱方針」に沿って活動を行う。

第2条 個人情報データについては、以下の場合を除きPTA会員本人の同意なく第三者に提供および販売することを禁止する。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、PTA会員本人の同意を得ることが困難な場合

### □委員会

第1条 常置委員会の任務は次の通りとする。

#### (1) 地区委員会

各地区から選出された地区委員をもって組織し、地区における会員相互や自治会との連絡、及び児童の通学路の安全点検、危険個所の改善活動を行う。

第2条 特別委員会の任務は次の通りとする。

#### (1) 選考委員会

各地区から選出された選考委員、執行部をもって組織し、第8条記載の役員並びに、第10条記載の会計監査を選出する。

#### (2) プロジェクトチーム

楓の森フェスタの企画・実行、6年生思い出づくりイベント等の企画・実行を推進する。

第3条 常置委員会、特別委員会の任期は、1年とする。

第4条 各地区の選出人数は次の通りとする。

地区名	地区委員	選考委員
黒石原	12 (各町内から2名)	6 (各町内から1名)
陽光台	2	1
御代志、恵楓園等	2	1

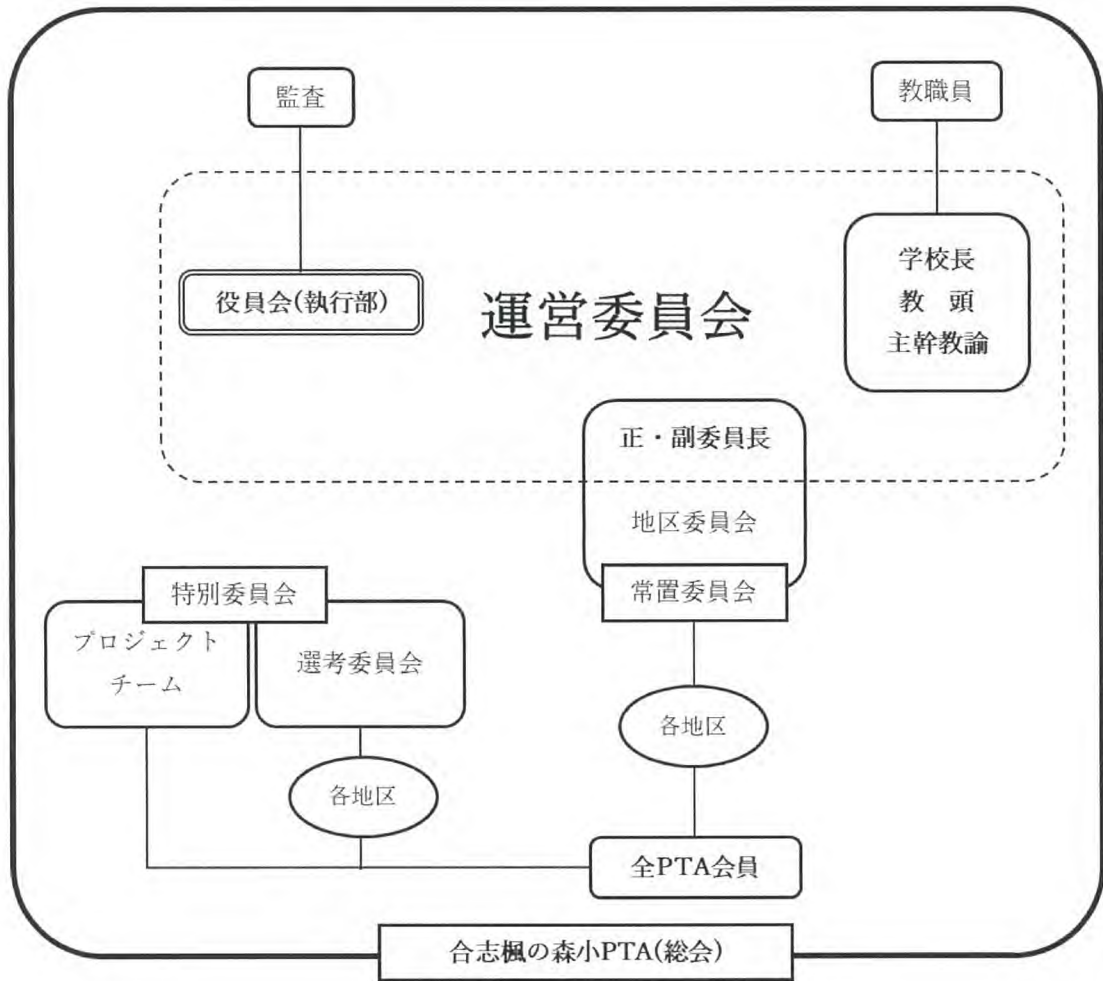
付則 本規定は、令和3年6月1日より実施する。  
令和4年4月6日一部改正。

資料

令和5年4月7日一部改正。

令和6年4月5日一部改正。

### 合志楓の森小PTA組織図





## 合志楓の森小学校 P T A 個人情報取扱方針

合志楓の森小学校 P T A

(関係法令の遵守)

第1 本校 P T A は、「個人情報の保護に関する法律」、「熊本県個人情報保護条例」等関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めます。

(個人情報の内容)

第2 本会が保有する個人情報は以下の内容となります。  
会員の氏名、ふりがな、住所、連絡先(電話番号)、  
会員の子である児童の名簿番号、氏名、ふりがな、学年、クラス

(個人情報の利用目的)

第3 本会が保有する個人情報は P T A 規則及び細則に掲げる事業を実施するための連絡及び組織運営にのみ利用いたします。

(個人情報の保管および提供)

第4 P T A の保有する個人情報は P T A 名簿・P T A 総会資料等として保管し、必要に応じて会員に配布します。P T A 名簿・P T A 総会資料等を配布された者はその管理に責任をもつこととします。また、P T A 名簿は、次の範囲に限定して配布します。

(1) P T A 役員

(2) 合志楓の森小学校職員

※ P T A 役員とは、総会資料組織図における運営委員会を構成する役員をさします。

(地区委員に関しては必要に応じて所属する地区に限定した名簿を配布)

(個人情報の照会・訂正・削除等)

第5 会員の情報を紹介・訂正・削除する場合には会員本人から直接 P T A まで直接ご連絡下さい。ご本人と確認できる場合に限り対応いたします。なお、個人情報に訂正、変更等がありましたら、できるだけ速やかにご連絡いただきますようお願いいたします。

(個人情報の廃棄)

第6 本会が保有する個人情報は原則的に P T A 脱会時(児童の卒業時または転退学時等)に全て廃棄をいたします。

(方針の改定等)

第7 本取扱方針について運用上改善を要する場合には、改定等の変更を行うことがありますので、ご了承ください。

(窓口)

第8 本取扱方針および本会の保有する個人情報(P T A 会員名簿)について、ご不明な点がございましたら、クラス担任までお問合せ下さい。

(付則)

この方針は令和3年(2021年)6月1日より施行いたします。